

症状があれば 早めの相談・受診を

まずは
かかりつけ医に
相談を

息苦しさや発熱など、新型コロナウイルスの感染を疑う症状が出た場合は、相談・受診の目安を参考に、まずはかかりつけ医などの身近な医療機関に相談してください。

夜間・休日やかかりつけ医がない方などは、新型コロナ受診相談センター(保健所)へご相談ください

新型コロナ受診相談センター

専用電話 072(963)9393、FAX072(960)3809 ※かけ間違いにご注意ください。

専用電話は、土・日曜日、祝休日を含めた終日つながりますが、ファクスは、月曜日～金曜日9時～17時30分の回答となります。

相談・受診の目安

▷息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの症状のいずれかがある方

▷重症化しやすい方(※)で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある方

※高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患があるまたは透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦の方。

▷発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続いている方

☆強い症状と思う場合や、解熱剤を飲み続けている場合は、すぐにご相談ください

新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、政府から大阪府に2月7日まで発令されていた緊急事態宣言が3月7日まで延長されることが決定しました。

本市においては、2月1日現在、27771人の感染者が発生し、約2600人が回復されています。引き続き、日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛や感染防止対策の徹底をお願いします。

現在市では、集団接種会場の選定をはじめ、接種体制の構築、接種券の発送準備などを行

っており、市が主体となり実施する高齢者向け優先接種の開始へ向け、準備を進めています。なお、開始時期や接種会場などについては、決まり次第、市ウェブサイトや市政だよりなどでお知らせします。

新型コロナウイルスワクチンについて詳しくは、厚生労働省ウェブサイト(下のコードからアクセス)からアクセス可をご覧ください。

【接種順位】
政府においては、重

新型コロナウイルス感染症

3月7日まで

緊急事態宣言が延長

2月2日、緊急事態宣言が3月7日まで延長されることが決定しました。
引き続き、日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛や感染防止対策の徹底をお願いします。

ワクチン接種事業 実施本部を設置

市では、全市民を対象とした新型コロナウイルスのワクチン接種を、円滑、迅速に取り

組んでいくため、1月22日、「新型コロナウイルスワクチン接種事業実施本部」を設置しました。

現在市では、集団接種会場の選定をはじめ、接種体制の構築、接種券の発送準備などを行

っており、市が主体となり実施する高齢者向け優先接種の開始へ向け、準備を進めています。なお、開始時期や接種会場などについては、決まり次第、市ウェブサイトや市政だよりなどでお知らせします。

新型コロナウイルスワクチンについて詳しくは、厚生労働省ウェブサイト(下のコードからアクセス)からアクセス可をご覧ください。

【接種券を発送します】
1. 1〜3以外の方
2. ワクチンの接種順位に応じて、個別に接種券を発送します。なお、ワクチンの接種費用は無料です。

3805、FAX072(960)3809

【接種券を発送します】
1. 1〜3以外の方
2. ワクチンの接種順位に応じて、個別に接種券を発送します。なお、ワクチンの接種費用は無料です。

【接種会場・予約方法】
ワクチンの接種方法については、決まり次第、市ウェブサイトや市政だよりなどでお知らせします。

また、3月上旬に新型コロナウイルスのワクチンに関するコールセンターを設置する予定です。ワクチン接種に関するお問合せは、コールセンターへお願いします。電話番号などは決まり次第お知らせします。

【新型コロナワクチン接種事業課】
072(929)8240、FAX072(929)8239

【新型コロナワクチン接種事業課】
072(929)8240、FAX072(929)8239

申請期限は 2月26日

未申請の方は早めに申請を ひとり親世帯 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で子育てに対する負担の増加や収入の減少により大きな困難が生じている低所得のひとり親世帯を支援するため、昨年からの臨時特別給付金を支給しています。申請期限は2月26日(金)です。

期限が迫っていますので、申請がまだの方は早めに申請してください。

対象や申込方法など、詳しくは号の市政だより保存版「新型コロナワクチンに関する市民・事業者向け支援情報一覧」の1面または市ウェブサイト(下のコードからアクセス)をご覧ください。

【申請新型コロナワクチン感染症対策事業室】
06(4309)3806、FAX06(4309)3808

詐欺に注意!

ワクチン接種に便乗した 不審な電話が急増!

厚生労働省や自治体職員、保健所職員などを名乗って、高齢者に電話をかけ「コロナのワクチンを2月から受けることができる」「高齢者は先に受けることができる」「接種のために10万円がかかるので振り込んでほしい」などとしたり、金銭を要求する不審な電話が全国各地で相次いでいます。このような不審な電話は特殊詐欺の手口です。政府は、新型コロナウイルスのワクチン接種費用の無料化を決定しています。また、厚生労働省や自治体職員、保健所職員などが個人に対して、いきなり電話で新型コロナウイルスのワクチンの接種を斡旋することは絶対にありません。このような電話があれば、詐欺を疑い、警察へ110番通報または警察相談専用電話(9110)に連絡してください。

危機管理室 06(4309)3130、FAX06(4309)3858



記号の見方は9面に掲載



市民税・府民税の申告期限

4月15日まで延長

令和3年度の市民税・府民税の申告は、4月15日(木)まで延長となり...

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申告受付・相談日程について、誕生月による入場制限を設けています...

令和2年1月1日〜12月31日の間に得た収入にかかる令和3年度の市民税・府民税の申告について、3月15日(月)までを予定して...

したが、新型コロナウイルスの影響により、4月15日(木)まで延長となりました。なお、2月16日(火)〜3月15日(月)は市役所本庁舎1階多目的ホールは市役所本庁舎1階多目的ホールは市役所本庁舎1階多目的ホール...

令和3年1月1日現在、市内に居住する方で、次のいずれかに該当するときは申告して当るときは申告して当るときは申告して...

表1 市民税・府民税の申告 出張・休日申告受付(相談)日程

Table with columns: ところ, とき, 誕生月が偶数の方, 誕生月が奇数の方. Lists various locations like 市役所本庁舎 and 市民プラザ with their respective hours.

※受付時間 市役所本庁舎1階多目的ホール(月曜日〜金曜日).....9時〜17時30分 市民プラザおよび市役所本庁舎1階多目的ホール(日曜日).....9時〜16時...

表2 マイナンバー制度に伴う「本人確認」の方法

Table with columns: 方法①, 方法②. Describes methods for personal confirmation using My Number cards or notification cards.

※1 通知カードは、通知カードに記載された氏名や住所が住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用可。 ※2 顔写真証明書がない場合は、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書などのうちいずれか1点、もしくは顔写真なしの社員証、学生証、納税通知書、税や公共料金の領収書などのうち2点以上必要。

令和2年分の確定申告は、新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、自宅からパソコンやスマートフォンを利用していつでも申告ができる、電子申告(e-Tax)の利用を...

確定申告会場は東大 阪税務署に開設します(土・日曜日、祝日を除く)。2月21日(日)・28日(日)は開設。確定申告会場への入場には、入場整理券が必要で、入場整理券は当日会場にて配布されますが、国税庁のLINE公式アカウントを通じてオンラインでの事前発行もできます。

確定申告会場では、入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある、咳などのかぜの症状がある、検温に感じないなど、感染防止の観点から適切でない判断した場合は、入場をお断りさせていただきます。体調のすぐれない方は無理をせず、後日改めて来場してください。

所得税の確定申告

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため e-Tax の利用を!

令和2年分の確定申告は、新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、自宅からパソコンやスマートフォンを利用していつでも申告ができる、電子申告(e-Tax)の利用を...

確定申告会場では、入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある、咳などのかぜの症状がある、検温に感じないなど、感染防止の観点から適切でない判断した場合は、入場をお断りさせていただきます。

所得が20万円以下で、医療費や生命保険などの控除の申告が必要な方 「前年中に収入がなかった場合(扶養家族の方を除く)」 申告の義務はありませんが、非課税証明書が発行や、国民健康保険・国民年金などの保険料の算出や軽減の基礎資料となりますので、できるだけ申告してください。

「所得減少減免を申請した場合」 必ず申告してください。マイナンバー制度に伴う個人住民税関係書類の手続きはマイナンバー(個人番号)が記載された申告書などを提出する際は、第三者によるなりすましを防止するため、番号法に基づき本人確認が必要です。本人確認として、「番号確認」(提供された個人番号が正しいこと)の確認と「身元確認」(個人番号を提供する方が本人であること)の確認を実施します。

表2のとおりです。 公的年金などを受給している方へ 公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下であれば、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告をすることができま すので税務署にご相談ください。

確定申告会場では、入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある、咳などのかぜの症状がある、検温に感じないなど、感染防止の観点から適切でない判断した場合は、入場をお断りさせていただきます。体調のすぐれない方は無理をせず、後日改めて来場してください。

東大 阪税務署 06(4)309(3)300, FAX 06(4)309(3)809

表1 三輪車、四輪以上の車両の税額

車種	税額(年額)			
	新規登録が平成27年3月31日までの軽自動車(1)	新規登録が平成27年4月1日以降の軽自動車(2)	新規登録から13年超の軽自動車(3)☆	
軽自動車	四輪 自家用	7200円	1万7800円	1万2900円
	四輪 乗用	5500円	6900円	8200円
	四輪 自家用	4000円	5000円	6000円
	四輪 貨物	3000円	3800円	4500円
三輪	3100円	3900円	4600円	

☆動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除く

表2 グリーン化特例(軽課)の軽減率・対象車(令和2年4月1日~令和3年3月31日取得分 ※1)

軽減率	区分	対象基準
75%軽減	乗用、貨物用	電気軽自動車および天然ガス軽自動車 ※2
50%軽減 ※3	乗用	令和2年度燃費基準+30%達成
	貨物用	平成27年度燃費基準+35%達成
25%軽減 ※3	乗用	令和2年度燃費基準+10%達成
	貨物用	平成27年度燃費基準+15%達成

※1 電気軽自動車および天然ガス軽自動車を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。
 ※2 平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。
 ※3 揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。

表3 グリーン化特例(軽課)対象車の税額

車種	税額(年額)				
	75%軽減	50%軽減	25%軽減	特例適用外の車両	
軽自動車	四輪 自家用	2700円	5400円	8100円	1万7800円
	四輪 乗用	1800円	3500円	5200円	6900円
	四輪 自家用	1300円	2500円	3800円	5000円
	四輪 貨物	1000円	1900円	2900円	3800円
	三輪	1000円	2000円	3000円	3900円

原付自転車・軽自動車などの廃車手続きはお済みですか？

必ず4月1日までに手続きを

原動機付自転車・軽自動車などをスクラップ廃車・売却・譲渡するときは、必ず4月1日(※)までに手続きをしてください。

▼原付(125cc以下)および小型特殊車
 市役所本庁舎3階税制課
 125ccを超える二輪車は大阪運輸支局(寝屋川市高宮栄町12-1) 050(5540) 2058
 軽自動車・軽自動車検査協会高槻支所(高槻市大塚町4-20-1) 050(3816) 1841

※課税については、いずれも税制課へお問い合わせください。税制課の登録した車は、表1の①を適用。平成27年4月1日以降に新規登録した車は、表1の②を適用。

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)の適用は、各機関にて確認ください。
 三輪車・四輪以上の車両の税額
 平成27年3月31日以前に新規登録済みの車は、表1の①を適用。平成27年4月1日以降に新規登録した車は、表1の②を適用。平成27年4月1日以前に新規登録した車は、表1の①を適用。平成27年4月1日以前に新規登録した車は、表1の①を適用。平成27年4月1日以前に新規登録した車は、表1の①を適用。

納期限は3月1日です

固定資産税・都市計画税第4期分

固定資産税・都市計画税第4期分の納期限は3月1日(月)です。納期限までに市税取扱金融機関や郵便局またはコンビニエンスストア(バーコードが印字されている納付書に限る)で納めてください。また、口座振替を利用している方は、振替日の前日までに口座の残高確認をしてください。残高不足など引

課)の対象基準に該当する車で、自動車検査証の「初度検査年月」が令和2年4月~令和3年3月の車については、令和3年度に限り軽自動車税(種別割)が軽減されます。

軽課の税率が適用されるのは1年限りで、翌年度以降は軽減されません。

対象基準および軽減率などは表2、表3のとおりです。

◇ 国税制課 06(4309) 3134、PA 06(4309) 3810

国民年金

保険料の納付には口座振替が便利でお得です

ありません。

まとめて「前納」とさらにお得

6か月分、1年分、2年分を前納(未来の保険料をまとめて納付)するとさらにお得な割引制度があります。前納の種類、期間、申請期限などは表のとおりです。

現金・クレジットカードによる前納も!

現金納付は、任意の月から翌々年度末までの前納が可能です。最大で4月分から翌々年3月分までの2年分の前納が可能になります。

前納種類	前納期間	申請期限(必着)	口座振替日
6か月	令和3年4月~9月	令和3年2月末	令和3年4月末
	令和3年10月~翌年3月	令和3年8月末	令和3年10月末
1年	令和3年4月~翌年3月	令和3年2月末	令和3年4月末
2年	令和3年4月~翌々年3月	令和3年2月末	令和3年4月末

※「早割」は随時受け付けています。

早割で月50円お得に
 保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に引き落としする「早割」を利用すると通常の口座振替に比べて毎月50円(年間600円)お得になります。なお、納付書による現金納付の場合は、割引はつきません。

詳細はお問合せください。

◇ 国民年金課 06(4309) 3165、PA 06(4309) 3805

◇ ねんきんダイヤル 0570(05) 1165 ※050で始まる電話にかける場合は03(6700) 1165

◇ 国民年金課 06(4309) 3165、PA 06(4309) 3805

市民交通災害共済・火災共済

2月15日から受付開始

令和3年度の市民交通災害共済・火災共済の予約受付を2月15日(月)から開始します。
3月31日(水)までは市内の主な金融機関(一部除く)でも受け付けます。

交通災害共済

会費 1人につき600円(1人口に限る)
対象となる事故 国内で自動車や自動二輪車、自転車などに乗っていて起きた事故や、歩いているこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故
※身体障害者用車いすによる事故も対象。
見舞金・入院付加金 航空機・船舶などによる事故や国外での事故は対象外。

火災共済

会費 1世帯1口600円(3口まで可)
対象となる火災など 住民登録をしている住所

表1 交通災害共済見舞金・入院付加金

区分	級	内容	金額
共済見舞金	特1	世帯主の死亡(単身世帯主を除く)	200万円
	1	単身世帯主または世帯員の死亡	150万円
	2	実治療日数が180日以上るとき	20万円
	3	実治療日数が150日以上180日未満るとき	12万円
	4	実治療日数が120日以上150日未満るとき	10万円
	5	実治療日数が90日以上120日未満るとき	8万円
	6	実治療日数が60日以上90日未満るとき	6万円
	7	実治療日数が30日以上60日未満るとき	4万円
	8	実治療日数が20日以上30日未満るとき	3万円
	9	実治療日数が10日以上20日未満るとき	2万円
10	実治療日数が10日未満るとき	1万円	
入院付加金	1	入院日数が90日以上るとき	3万円
	2	入院日数が30日以上90日未満るとき	2万円
	3	入院日数が10日以上30日未満るとき	1万円

表2 火災共済見舞金・死亡弔慰金

区分	級	内容	金額(1口につき)
共済見舞金 ※1	1	対象建物の延べ面積の70%以上が焼失または損壊	150万円
	2	対象建物の延べ面積の20%以上70%未満が焼失または損壊	80万円
	3	対象建物の延べ面積の10%以上20%未満が焼失または損壊	25万円
	4	消火活動に伴い対象建物の延べ面積の50%以上が冠水	12万円
	5	消火活動に伴い対象建物の延べ面積の20%以上50%未満が冠水	5万円
	6	対象建物の延べ面積の10%未満が焼失または損壊	2万円
死亡弔慰金 ※2	死亡1人につき		100万円

※1 消火活動による冠水被害とその他の被害が競合する場合は、上級の被害を優先。
※2 会員または会員と同居している親族(住民票上で同一世帯)が火災などに遭った日から180日以内に死亡したときが対象。

その日のうちに必ず消防署に届けてください。
◇ 本市に居住し、住民登録をしている方(火災共済は世帯主のみ)
◇ 期間内に市外へ転出した場合、交通災害共済の資格は引き続きありますが、火災共済の資格はなくなります。
共済期間 4月1日～来年3月31日
申請 今号の市政だよりと同時配布している加入申込書を次の受付場所へ次の期間に直接
▽市内の主な金融機関(ゆうちょ銀行直営店および郵便局を除く) 2月15日(月)～3月31日(水)
▽行政サービスセン

請求期間 交通事故発生日から2年以内
※小さな被害でも、その日のうちに必ず警察署に届けてください。
※土場、倉庫、店舗などや、建物に付属する門・扉など、エアコン・湯沸器などの器具の単独被害は対象外。
見舞金・死亡弔慰金 表2のとおり
請求期間 火災などの発生日(死亡の場合には死亡日)から1年内
※小さな被害でも、

タリ、市役所本庁舎5階市民生活総務課 4月以降も受付 ※2月27日(土)・3月27日(土)9時～12時は市役所本庁舎5階市民生活総務課でも受付。就学援助の認定を受けている世帯は、行政サービスセンターまたは市民生活総務課で申し出てください。令和3年度の就学援助の認定が確定した後、半額分の還付請求についての案内を送付します。
市民生活総務課 06(4309)3158、FAX 06(4309)38012

老人医療費助成制度の経過措置が終了します

老人医療証は4月1日から使えなくなります
老人医療費助成制度は平成30年3月31日をもって廃止となっています。
平成30年3月31日時点で老人医療の資格要件に該当していた方には、継続して老人医療証を交付していましたが、令和3年3月31日をもって3年間の経過措置が終了します。
4月1日以降に医療機関で受診する場合は、加入している健康保険の負担割合(1割～3割)に応じた負担が必要となります。なお、他の公費(特定医療費・指定難病)・受給者証や自立支援医療受給者証(精神通院)などが適用されている方は、それぞれの公費の限度額を負担してください。

◇ 医療助成課 06(4309)3166、FAX 06(4309)38005

国民健康保険・後期高齢者医療保険・保険料の収納対策を強化

国民健康保険・後期高齢者医療保険では、皆さんに納めていただく保険料を財源の一部として運営しており、健全な事業運営と保険料を完納している世帯との公平性を保つため、保険料の収納対策を強化しています。
特別な事情もなく保険料を滞納している世帯については、順次調査を行い、財産(預貯金、生命保険、不動産、給与など)が判明した場合は、差押えを行います。昨年4月～11月の滞納処分状況は表のとおりです。
特別な事情により納付が困難な場合は、必ずご相談ください。
納付が困難な方は相談を
医療保険室保険料課では、月曜日～金曜日9時～17時30分(祝休日を除く)に納付相談を行っています。被保険者証または保険料決定通知書(納付書)、印鑑を持ってお越しください。相談の際は、収入・支出など生活状況をお聞きます。なお、行政サービスセンターでの納付相談はできません。
【休日納付相談】
月曜日～金曜日の相談が困難な方は、ご利用ください。
時 2月27日(土)9時～12時
所 市役所本庁舎2階 医療保険室保険料課

令和2年度 保険料滞納処分状況 (令和2年11月末日現在)

	件数	本料(円)	延滞金(円)
預貯金	239件	5473万743	580万9353
生命保険	8件	536万2712	57万8300
不動産	0件	0	0
給与など	6件	197万3876	20万1200
合計	253件	6206万7131	658万8853

◇ 医療保険室保険料課 06(4309)3168、FAX 06(4309)38007

健康づくり始めませんか いつまでも美しく、健康に



3月1日からは女性の健康週間です。いつまでも美しく健康であるために、この機会に検診や講座を受けてみませんか。

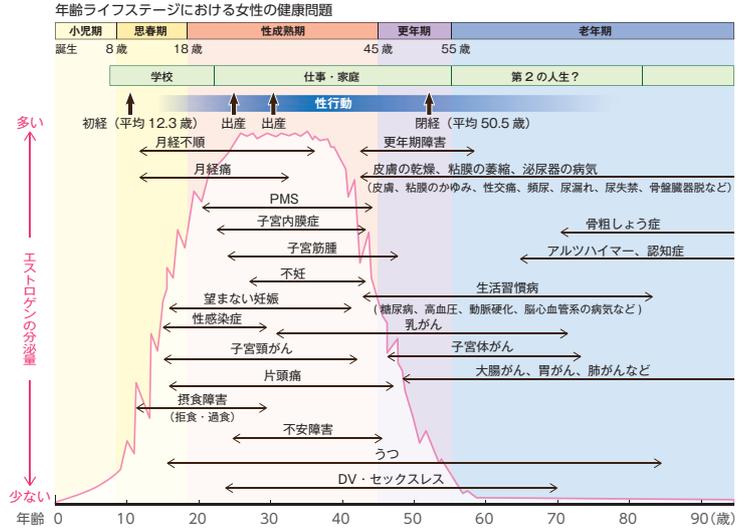
女性の体は、女性ホルモンの影響によって変化があります。女性ホルモン「エストロゲン」と「プロゲステロン」には、いきいきとした毎日をサポートする重要な役割がありますが、ホルモンバランスの少しの乱れでもさまざまな不調につながることがあります。また、年齢によってホルモンの分泌量が変化し、特にエストロゲンの変化は体への影響が大きいといわれています(図参照)。

思春期になり月経が始まると、月経不順などの月経に関するトラブルが、性成熟期になると、子宮内膜症や子宮筋腫といった女性特有の疾患があらわれ

ることがあります。卵巣の働きが急激に低下する更年期では更年期障害とよばれる不調が起こり、老年期を迎えると、エストロゲンで守られていた肝臓・血管・骨・皮膚などの器官でトラブルや病気のリスクが高まります。

いつまでも美しく健康であるためのポイントは、基本的な生活習慣を整え、継続することです。市では、女性が自分自身の健康に目を向け、自ら健康づくりを実践できるよう支援する、女性の健康づくりに取り組んでいます。この機会に、検診や講座を受けてみませんか。

健康づくり課



10年後に差がつく姿勢習慣 ストレッチと筋トレで姿勢美人に

3月8日(月)=市内在住・在勤(いずれか)の64歳以下の女性
12日(金)=市内在住・在勤(いずれか)の65歳以上の女性
☆いずれも10時~11時30分 各15人(申込先着順)
基本事項(9面に掲載)を電話で(ファクス、Eメール、直接も可)
東保健センター

産後の不調を改善 こころからだのヨガ

3月8日(月)・18日(木)13時30分~15時
乳児の母 各12人(申込先着順)
タオル、飲み物 ※保育あり(定員各5人で申込先着順)。きょうだいの同伴不可。
2月15日(月)から電話または直接
西保健センター

講座を受けてみませんか

ボディメイクエクササイズ

3月8日(月)10時~11時30分
市内在住の49歳以下の女性 各10人(申込先着順)
体幹トレーニング、講話
マスク、タオル、飲み物
2月15日(月)から電話で
中保健センター



保健センターで実施する女性のための検診

【乳がん検診】

3月25日(木)13時~14時 令和2年4月1日現在、市内在住の40歳以上の偶数年齢の女性(前年度受診していない場合に限る、奇数年齢の方も受診可) 各35人(申込先着順) 800円
※後期高齢者医療被保険者証または高齢受給者証をお持ちの方は無料。なお、生活保護受給者または市税非課税世帯の方は事前に保健センターで無料受診券の交付を受けてください。
問診票、市がん検診受診証、バスタオル、マスク 電話または直接

東保健センター

【その他の検診など】

子宮頸がん検診は、市内委託医療機関で自己負担800円で実施。また、保健センターで骨密度測定も実施しています。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。お問合せください。

東・中・西保健センター

申込み・問合せ先

東保健センター 072(982) 2603、FAV072(986)2135、higashihoken@city.higashiosaka.lg.jp

中保健センター 072(965) 6411、FAV072(966)6527

西保健センター 06(6788) 0085、FAV06(6788)2916

健康づくり課 072(960) 3802、FAV072(960)3809

保健センターの教室・検診

血糖値を下げる教室

3月8日(月)・15日(月)13時30分~15時30分(計2日間) 血糖値が高めの方とその家族 各12人(申込先着順)
栄養士・保健師・健康運動指導士の講話、運動実習
飲み物 基本事項(9面に掲載)を3月5日(金)までに電話で(ファクス、直接も可)
東保健センター

肺がん・結核エックス線検診

3月2日(水)9時10分から=西保健センター
3日(木)9時20分から=中保健センター
10日(木)14時から=東保健センター
肺がん検診=市内在住の40歳以上の方
結核検診=市内在住の65歳以上の方
各20人(申込先着順) 各実施日の2日前までに電話または直接
東・中・西保健センター

フレイルを予防しよう からだにいい食べ方講座

健康寿命を延ばすための食事と運動を学びます。
3月18日(木)9時45分~11時45分
市内在住の65歳以上の方 各12人(申込先着順)
講話、運動実習、体組成測定
マスク、タオル、飲み物 基本事項(9面に掲載)を3月12日(金)までに電話で(ファクス、直接も可)
西保健センター

環境・景観配慮の取組みを推進 おおさか環境にやさしい建築賞 文化創造館・市営上小阪東住宅が受賞

このほど、令和2年度おおさか環境にやさしい建築賞で、市文化創造館が大阪府知事賞、市営上小阪東住宅が住宅部門賞を受賞しました。

この賞は、建築物の環境配慮の模範となる建築主や設計者を表彰し、その取組みをたたえとともに、広く公表することで、環境にやさしい建築物の普及促進と府民の意識啓発を図ることを目的としています。

市では、これまで環境基本計画や地球温暖化対策実行計画などを策定し、地球温暖化対策を含む、環境への負荷が少なく持続的な発展が可能な社会の構築や良好な景観形成の推進、ひいては市民の皆さんが愛着をもち、住みたいと思っただけのまちづくりに取り組んできました。

これらの計画に基づき、市の建築物においても環境や景観に配慮したものになるよう取組みを進めています。

審査では、市文化創造館においては、床吹き出し空調や自然採光、太陽光発電などによる「CO₂削減」「省エネ対策」「みどり・ヒートアイランド対策」の点において高く評価され、東大阪の地に、この魅力あるホールが生まれ、市民とともに歩み始めたことは、極めて貴重なことと講評されています。

また、市営上小阪東住宅においては、緑化率を30%とした敷地・緑化計画による温熱環境の向上、全体の階高の削減など周辺のまちなみに配慮された住宅であり、エコマテリアルの採用やヒートアイランド対策など、長寿命化や環境負荷削減に配慮されている点などが評価され、今回の受賞に至りました。

Town Topics Higashiosaka City



さまざまな省エネ技術を採用した市文化創造館(上)、長寿命化や環境負荷削減に配慮した市営上小阪東住宅(左)

はばたく中小企業・小規模事業者300社 市内企業2社が選定

このほど、経済産業省中小企業庁が全国から選定する「はばたく中小企業・小規模事業者300社」に、市内の下西技研工業㈱(所在地:島之内2-4-16、代表取締役:下西孝)と㈱ CHAMPION CORPORATION (所在地:横枕西3-28、代表取締役CEO:水谷昌晃)の2社が選ばれ、1月20日、野田市長から感謝状が贈呈されました(写真)。

はばたく中小企業・小規模事業者300社は、生産性の向上や多様な人材活用など、さまざまな分野で活躍する中小企業・小規模事業者を選定することで、企業の認知度や労働者のモチベーションの向上を図るものです。

下西技研工業㈱は、設計から生産まで国内外で

の一気通貫体制を構築し顧客ニーズに対応。特に複写機やプリンター用の特殊ヒンジで高い信頼性と使いやすさを両立しており、世界トップシェアの企業です。

㈱ CHAMPION CORPORATIONは、独自の高硬度材料の切削加工技術で他社との差別化を実現。高い技術力で顧客から厚い信頼を得ており、創業以来54年間に渡り黒字経営を継続しています。

産業総務課 06(4309)3174、FAX06(4309)3846



地域・社会部門 優秀賞

甲子化学工業株式会社



所在地 菱江2-5-14
代表者 代表取締役 南原 在夏

【受賞理由】

コロナ禍でウイルスと共存する社会へ一刻も早い対応が求められる中、フェイスシールドを生産し、医療機関へ5万個以上の寄付をした活動は、非常に大きな地域・社会貢献と考えられます。近年、経営方針に社会貢献の考えを取り入れ、社員にも活動報告を共有するとともに、事務所の明るい空間づくりや休憩室の設置などの環境整備も進め、社員が一丸となって取り組むCSRの理念を実践していました。

人権・労働部門 優秀賞

株式会社 excellent



所在地 稲田新町2-5-6
代表者 代表取締役 秋本 倫宏

【受賞理由】

社員食堂や女子更衣室のリニューアル、重量物を扱う作業へのパワースーツの導入、スポーツ観戦や社員旅行の取組みなど、従業員が働く環境を大切にする経営者の思いが随所に感じられました。社員同士のコミュニケーションを積極的に図り、一体感やモチベーションを向上させることで、製品の品質向上や仕事の評価につながる経営を実践しています。若い社員が活躍する会社で、活気のある職場づくりへの取組みが感じられました。

環境部門 奨励賞

協立工業株式会社



所在地 西堤本通東1-2-16
代表者 代表取締役 林 茂元

【受賞理由】

ISO9001やエコアクション21を取得して担当者を置き、洗浄水の再利用やシンナーのリサイクルなど、環境に配慮した対策を実践しています。また、周辺地域の清掃活動で地域貢献や外国人従業員の良好な関係づくりにも努めています。取引先の検査工程を見学させるなど社員教育を進め、付加価値の高い木目塗装に投資し利益率の高い医療業界へ受注先をシフトするなど、環境への配慮と経営のバランスを上手に取っている様子が感じられました。

令和 2年度

CSR 経営表彰

受賞事業所 決まる

市では、CSR(企業の社会的責任)をテーマとした表彰を行っています。この表彰は、「環境」「地域・社会」「人権・労働」のいずれかの分野でのCSR活動と、良好な財務経営を両立している中小事業所を表彰することで、市民が誇ることができ、責任ある事業所として信頼と価値を高め、地域の雇用創出や産業の振興と発展につなげることを目的としています。

応募のあった事業所について、書類審査と現地調査を行った結果、今年度は左のとおり3事業所の受賞が決定しました。いずれの事業所も、社会に貢献する活動や雇用の創出につながる活動、環境に配慮した活動の実績があり、今後の継続的な活動にも期待が寄せられます。

産業総務課 06(4309)3174、FAX06(4309)3846

CSRとは

Corporate Social Responsibilityの略。「企業の社会的責任」と訳され、企業は社会的存在として、最低限の法令順守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開、対話を自主的に行うべきであるという考え。

パブリックコメント 意見を募集します

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少下においても地方創生の取組

を進めるため、基本的な方向と具体的な施策をまとめた地方版総合戦略である「第2期東大阪まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)への意見を募集します。素案は2月19日(金)から、市ウェブサイトのパブリックコメント(意見募集)および市役所本庁舎1階企画課・1階市政情報相談課で閲覧できます。

提出方法 意見書に意見住所、氏名(団体は団体名、所在地、代表者名)、電話番号を書いて3月19日(金)必着までに郵送(ファックス、Eメール直接も可)※来庁による閲覧・提出は土・日曜日、祝日を除く9時~17時30分。意見書の書式は問いませんが、閲覧場所に必要な形式を用意しています。

提出先 産業総務課 06(4309)8521 市役所企画課 06(4309)3101、FAX06(4309)3806、3101、FAX06(4309)3806、hisaka@city.higas

家庭ごみの持出しが困難な 高齢者や障害者のために ふれあい収集をご存じですか

市では、家庭ごみを集積場所(ステーション)に持ち出すことが困難な高齢者や障害者を対象に、週1回決められた曜日に戸別訪問して家庭ごみなどを収集する「ふれあい収集」を行っています。お困りの方は、ぜひご利用ください。

【申込みアプリ「さんあ〜る」をご利用ください】
収集対象 家庭ごみ、あきかん・あきびん、不燃の小物、プラスチック製容器包装、ペットボトル
※家庭ごみを集積場所まで自ら持ち出すことが困難で、他者の協力も得られない次のいずれかに該当する方
▽要介護2以上
▽身体障害者手帳1級または2級
▽療育手帳A
▽精神障害者保健福祉手帳1級
申込方法など、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

「さんあ〜る」は下のコードからダウンロードできます
App Store Google Play
産業総務課 06(4309)3200、FAX06(4309)3209
▽北部環境事業所 06(6789)1851、FAX06(6789)9044

今こそ、特定健診が大切です 受診券の有効期限は

3月31日

重症化のリスクとなる基礎疾患
慢性腎臓病 慢性閉塞性肺疾患(COPD) 糖尿病 心血管疾患 高血圧 肥満(BMI 30以上)

新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化しやすいのは高齢者と基礎疾患(左参照)のある方といわれています。コロナ禍の今こそ、特定健診を受けて体の異常の早期発見・治療や重症化の予防に役立てましょう。

お、手元に受診券がない方は、お問合せください。
【ご利用ください】
府民の健康づくりをサポートするアプリ「おおさか健活マイレージ」もご利用いただけます。市町村国民健康保険加入者は、特定健診を受診すると電子マネーなどに交換できる3000円分のポイント(2000ポイント/初回のみ)、1000ポイント(健診で年1回)がもらえます。



重症化のリスクとなる基礎疾患



※妊婦、喫煙歴がある方なども重症化しやすいかは明らかではないが注意が必要。

出典：厚生労働省「(令和2年12月時点)新型コロナウイルス感染症の「いま」についての10の知識」

医療保険全保険管理課 06(4309)3051、FAX06(4309)3805

会計年度任用職員 を募集

次のとおり令和3年度会計年度任用職員を募集します。任用期間は4月1日～来年3月31日です(一部、令和2年度に任用する職種もあり)。資格が必要な職種もありますので、対象や選考方法、勤務条件、申込方法など詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。各担当課へお問合せください。
※申込書や募集要項は市ウェブサイトからダウンロードできます(右のコードからアクセス可)。



【マイナンバーカード交付等事務職員】

マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カード・電子証明書に関する業務、マイナンバー制度や手続きに関する電話相談・窓口対応などの業務です。

定 6人 甲 2月28日(日)(消印有効)までに郵送または直接

問 市民室 06(4309)3163、FAV06(4309)3012

【消費生活相談員】

消費生活に関する相談、消費者啓発などの業務です。

定 5人 甲 2月25日(木)(消印有効)までに郵送または26日(金)までに直接

問 消費生活センター 072(965)6002、FAV072(962)9385

【市税専門員(財産調査)】

滞納者の財産に関する調査業務、電話呼びかけ業務および市税徴収補助業務です。

定 1人 甲 2月21日(日)(消印有効)までに郵送または直接

問 納税課 06(4309)3147、FAV06(4309)3808

【市税専門員(市税収納管理)】

市税収納済通知書の消込、システム入力、電話による口座振替勧奨などの業務です。

定 1人 甲 2月21日(日)(消印有効)までに郵送または直接

問 納税課 06(4309)3147、FAV06(4309)3808

【生活保護関係職員】

生活福祉課または福祉事務所での業務です。

内 定 3人 甲 2月22日(月)(必着)までに郵送または直接
問 生活福祉課 06(4309)3226、FAV06(4309)3848

【工事損失補償専門員】

工事損失補償対象者との補償契約締結までの一連の業務(訪問による意思確認、補償内容の説明、協議および内容記録業務)、書類作成業務です。

定 1人 甲 2月20日(土)(消印有効)までに郵送または22日(月)までに直接

問 街路整備課 06(4309)3217、FAV06(4309)3836

【道路事故対応専門員】

市が管理する道路などの附属物に関する事故の対応、電話・窓口対応、書類整理、資料作成などの業務です。

定 1人 甲 2月20日(土)(消印有効)までに郵送または22日(月)までに直接

問 土木環境課 06(4309)3218、FAV06(4309)3836

【緑化指導員】

緑化相談・緑化推進・巡回業務(車)、一般事務などの業務です。

定 1人 甲 2月22日(月)(消印有効)までに郵送または直接

問 みどり景観課 06(4309)3227、FAV06(4309)3836

【住宅関係専門員】

長期優良住宅およびサービス付き高齢者向け住宅の申請受付、事業者対応、台帳管理、審査業務の補助などの業務です。

定 1人 甲 2月22日(月)(消印有効)までに郵送または直接

問 住宅政策企画推進課 06(4309)3232、FAV06(4309)3834

【文化財専門員】

文化財保護事業における調査・普及啓発業務です。

定 2人 甲 2月22日(月)(必着)までに郵送または直接

問 文化財課 06(4309)3283、FAV06(4309)3823

【相談業務補助職員】

長瀬人権文化センターにおける生活相談に関する補助業務です。

定 1人 甲 2月22日(月)(必着)までに郵送または直接

問 長瀬人権文化センター 06(6720)1701、FAV06(6720)9171

【人権教育推進支援員】

人権教育に関する教材の効果的な活用事例の収集にかかる学校支援業務です。

定 1人 甲 3月4日(木)(消印有効)までに郵送または8日(月)13時までに直接

問 人権教育室 06(4309)3284、FAV06(4309)3838

【市立学校園ケアアシスタント】

医療的ケアが必要な子どもの健康管理などの業務です。

定 甲 今年度=1人/随時 乙 来年度=6人/2月22日(月)(消印有効)まで 各申込期間に郵送または直接

問 学校教育推進室 06(4309)3269、FAV06(4309)3838

【幼稚園型認定こども園パート保育士】

幼稚園型認定こども園における早朝または延長保育業務です。

定 2人 甲 直接

問 学校教育推進室 06(4309)3270、FAV06(4309)3838

【スクールヘルパー登録者】

市立小・中学校における障害のある子どもの支援業務です。

定 甲 今年度=3人/随時 乙 来年度=16人/2月22日(月)(消印有効)まで 各申込期間に郵送または直接

問 学校教育推進室 06(4309)3269、FAV06(4309)3838

【栄養士】

調理場巡回(調理作業の点検・衛生指導)、学校給食運営事務などの業務です。

定 1人 甲 2月12日(金)~19日(金)(消印有効)に郵送または25日(木)までに直接

問 学校給食課 06(4309)3276、FAV06(4309)3867

【社会教育指導員】

社会教育の学級・講座・よみかき教室の運営などの指導・助言、社会教育の学習・相談、事務補助などの業務です。

定 2人 甲 2月19日(金)(消印有効)までに郵送または直接

問 社会教育課 06(4309)3279、FAV06(4309)3835

【青少年健全育成地域推進員・青少年教育業務専門員】

地域における青少年の健全育成と非行防止をはかる地域活動に関する業務、事務補助などの業務です。

内 定 1人 甲 2月22日(月)(消印有効)までに郵送または直接

問 青少年教育課 06(4309)3281、FAV06(4309)3835

【母子・父子自立支援員】

ひとり親家庭の自立のための相談・情報提供・指導、母子父子寡婦福祉資金の相談・受付・償還事務、職業能力の向上および求職活動の支援、母子福祉推進委員との連携強化などの業務です。

定 1人 甲 2月17日(木)(消印有効)までに郵送または19日(金)までに直接

問 子ども家庭課 06(4309)3194、FAV06(4309)3817

【保健師・看護師】

保育所および幼保連携型認定こども園における保健業務です。

定 2人 甲 2月8日(月)~18日(月)(消印有効)に郵送または25日(木)までに直接

問 保育課 06(4309)3196、FAV06(4309)3817

【保育士・保育教諭(朝夕勤務)】

保育所および幼保連携型認定こども園における朝夕延長時間帯の保育業務です。

定 16人 甲 2月8日(月)~18日(月)(消印有効)に郵送または25日(木)までに直接

問 保育課 06(4309)3196、FAV06(4309)3817

【保育士・保育教諭(日中勤務)】

保育所、子育て支援センターおよび幼保連携型認定こども園における日中の保育または子育て支援業務です。

定 45人 甲 2月8日(月)~18日(月)(消印有効)に郵送または25日(木)までに直接

問 保育課 06(4309)3196、FAV06(4309)3817

【調理員】

保育所および幼保連携型認定こども園における給食調理業務です。

定 3人 甲 2月8日(月)~18日(月)(消印有効)に郵送または25日(木)までに直接

問 保育課 06(4309)3196、FAV06(4309)3817

【意思疎通支援専門職員】

聴覚障害者を対象とした手話通訳などの業務です。

定 2人 甲 2月15日(月)~26日(金)(必着)に郵送または直接

問 障害者施策推進課 06(4309)3183、FAV06(4309)3813

【障害支援区分認定調査員】

障害支援区分認定調査・相談、障害福祉サービス利用意向聞き取り調査・支給決定にかかる事務などの業務です。

定 3人 甲 2月10日(木)~3月3日(木)(消印有効)に郵送または直接

問 障害福祉認定給付課 06(4309)3184、FAV06(4309)3813

【障害者介助専門員】

障害者の入浴・各種教室などの介助、ワンボックスカーの運転を含む送迎業務および清掃業務です。

定 1人 甲 3月1日(月)までに直接

問 長瀬障害者センター 06(6720)5382、FAV06(6720)5700

【介護予防事業等専門員】

介護保険の介護予防事業など高齢者福祉に関する業務です。

定 2人 甲 2月17日(木)(消印有効)までに郵送または19日(金)までに直接

問 地域包括ケア推進課 06(4309)3013、FAV06(4309)3814

【ひとり暮らし高齢者等訪問調査業務専門員】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことを目的とした業務です。

定 1人 甲 2月17日(木)(消印有効)までに郵送または19日(金)までに直接

問 高齢介護課 06(4309)3185、FAV06(4309)3814

【介護保険・高齢者福祉施策専門員】

介護保険および高齢者福祉施策にかかる窓口・電話対応、事務などの業務です。

定 1人 甲 2月17日(木)(消印有効)までに郵送または19日(金)までに直接

問 高齢介護課 06(4309)3185、FAV06(4309)3814





募集

男女共同参画社会に向けて ひとことメッセージ

性別に関係なく互いを尊重し、自分らしさを発揮できる社会に向けてのメッセージを募集します。入選作品は6月の「男女共同参画週間記念のつどい」で紹介します。市内在住・在勤・在学（いずれか）の方 ※小・中学生、高校生を除く。自作で未発表の50字以内（句読点、スペースを含む）のもの ※著作権は市に帰属し、作品は返却しません。メッセージと基本事項（下に掲載）、学生は学校名・学年を4月30日（金）（消印有効）までにEメールで（ハガキ、ファクス、直接も可）※イコーラムウェブサイトに掲載の申込用紙でも応募可。

〒578-0941 岩田町4-3-22-600 イコーラム（男女共同参画センター） 072(960)9201、FAX072(960)9207、ikoramu@nifty.com

●記号の見方

時とき 所ところ 対対象 定定
定員・定数 内内容 料料金（表示のないものは無料） 持持ち物
申申方法・申込み先など 問問
問合せ先 Eメールアドレス

●申込みの基本事項

- ▷行事名または教室名
 - ▷住所（郵便番号も）
 - ▷氏名（ふりがなも）
 - ▷年齢
 - ▷電話・ファクス番号
- 以上をそれぞれの申込み先へ

自動販売機の設置事業者

市施設に自動販売機を設置する事業者を募集します。応募方法など詳しくは2月15日（月）以降の市ウェブサイトをご覧ください（右のコードからアクセス可）、お問合せください。



資産経営課 06(4309)3017、FAX06(4309)3826

住宅困窮度判定による 市営住宅（空き家）の入居者

市営住宅の入居者を募集します。応募ができる区分や間取りは次のとおりです。

応募資格 次の要件を全て満たす方 ▷市内在住（住民登録）または在勤 ▷同居親族がいる（婚約者、内縁者、パートナーも可） ※単身者でも60歳以上の方などの条件を満たせば可。▷住宅に困っている（持ち家がある方は原則不可）▷所得が基準額以内（家族の月収額が公営住宅は15万8000円、改良住宅は11万4000円を超えると応募不可）※詳しくは応募用紙をご覧ください。

募集住宅・戸数・家賃 ▷北蛇草住宅＝公営2戸、改良2戸／1万6600円～4万3400円程度 ▷荒本住宅＝改良4戸／1万1500円～2万2900円程度 ※家賃は住宅と収入によって異なります。敷金は家賃の3か月分。

応募用紙（1世帯1通）と必要書類を2月28日（日）（消印有効）までに所定の封筒で郵送 ※応募用紙は2月15日（月）から市役所本庁舎15階住宅改良室・1階市政情報相談課、市営北蛇草・荒本住宅管理センター（長堂1）、行政サービスセンター、福祉事務所、人権文化センターで配布。重複および暴力団員の応募不可。現在居住の住宅や世帯の状況を審査し、結果を3月中旬に通知します。後日、実態調査と入居審査のうえ入居者を決定します。

市営北蛇草・荒本住宅管理センター 06(6782)2000、FAX06(6782)2006 ▷住宅改良室 06(4309)3234、FAX 06(4309)3834

市立幼稚園 一時預かり保育協力登録者



幼稚園教諭免許または保育士資格がある方 **活動時間** 月曜日～金曜日9時～17時（1日8時間） **謝金** 1時間1200円（交通費含む） **電話** 連絡のうえ、履歴書と資格に関する証明書の写しを直接 ※詳しくはお問合せください。

学校教育推進室 06(4309)3270、FAX06(4309)3838

市立幼稚園・幼稚園型認定こども園 講師および養護助教諭の登録者

市立幼稚園・幼稚園型認定こども園で欠員が生じたときに講師および養護助教諭として勤務できる方を募集します。講師＝幼稚園教諭免許がある方 ▷養護助教諭＝養護助教諭免許がある方 **電話** 連絡のうえ、履歴書と資格に関する証明書の写しを直接 ※申込みの際に簡単な面接あり。登録者が全員採用されるとは限りません。詳しくはお問合せください。

学校教育推進室 06(4309)3270、FAX06(4309)3838

その他

一般競争入札 市有地の売払い

希望者は2月26日（金）に行う現場説明会に参加してください（要申込み）。現場説明会は直接現場へお越しください。所在地・地目・地積 ▷玉串町西二丁目990番6＝学校用地／1624㎡（実測1624.71㎡）▷永和一丁目23番1＝宅地／530.42㎡ **入札の期** 3月12日（金） **申** 3月3日（水）～10日（水） ※案内書は2月12日（金）から配布（市ウェブサイトでダウンロード可）。

資産経営課 06(4309)3017、FAX06(4309)3826

3月11日～来年3月31日 くすのきプラザの会議室が利用不可

くすのきプラザ（若江岩田駅前）の会議室A・Bは、新型コロナウイルス感染症に対する業務拡充のため、3月11日（水）～来年3月31日（木）の間は利用できません。理解と協力をお願いします。

市民プラザの利用について＝地域活動支援室 06(4309)3161、FAX 06(4309)3812 ▷新型コロナウイルス感染症に対する業務拡充について＝地域健康企画課 072(960)3801、FAX072(960)3806

傍聴しませんか 男女共同参画審議会



3月2日（水）9時30分～11時30分 市役所本庁舎18階大会議室 **定** 5人（申込先着順） **男女共同参画** に関する政策や重要事項についての調査審議 **基本事項**（左下に掲載）を2月26日（金）までに電話で（ファクス、Eメール、直接も可）

多文化共生・男女共同参画課 06(4309)3300、FAX06(4309)3823、danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp

3月から引上げ 障害者の法定雇用率

障害に関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」の実現の理念のもと、全ての事業主には法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が3月1日から引き上げられ、民間企業の場合、現行の2.2%から2.3%に変わります。

また今回の変更に伴い、障害者を雇用しなければならぬ事業主の範囲も、現行の従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。

【事業主は雇用状況の報告を】

対象の事業主は、毎年6月1日時点の障害者の雇用状況をハローワークに報告する必要があります。また、障害者の雇用の促進と継続を図るため「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

ハローワーク布施 06(6782)4221(43#)、FAX06(6783)6768 ▷労働雇用政策室 06(4309)3178、FAX06(4309)3846

あらもと愛ふれあい21 中止します

例年3月に実施している「あらもと愛ふれあい21」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年は開催を中止します。理解と協力をお願いします。

荒本人権文化センター 06(6788)7424、FAX06(6788)2456



くらしの緊急情報

宅配業者を装った 偽の不在通知SMSに注意

事例 スマートフォンに「お客様さま宛に荷物をお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。下記のURLよりご連絡ください」という内容のSMSが送られてきた。SMSに記載されたURLにアクセスしてIDとパスワードなどを入力したが、不審だ。

解説 宅配業者を装った偽の不在通知SMSに関する相談が寄せられています。送られてくるSMSには、偽のウェブサイトへ誘導するための

URLが記載されています。アクセスした偽のウェブサイトを入力したID・パスワード・暗証番号・認証コードなどが携帯電話会社のキャリア決済などで不正利用され、身に覚えのない請求を受けるケースもみられます。

不正利用を防ぐために次のことに気をつけましょう。▷SMSやEメールで宅配便の不在通知が届いても、記載されているURLには安易にアクセスしない ▷URLにアクセスした場合でも、提供元不明のアプリをインストールしたり、ID・パスワードなどを入力したりしない ▷不正なアプリをインストールした場合は、スマートフォンを機内モードにしてアプリをアンインストールする ▷偽のウェブサイトにID・パスワードなどを入力した場合、すぐにID・パスワードを変更する ▷携帯電話会社の対策サービスやセキュリティソフトなどを活用する ▷ID・パスワードなどの使い回しはしない ▷キャリア決済を必要最小限の限度額または利用しない設定に変更する

不安に思うことがあったり、トラブルに遭ったりした場合は、ご相談ください。

消費生活センター 072(965)0102、FAX072(962)9385

学ぶのつづき

認知症に寄り添う
お話相手ボランティア養成講座

高齢者の心理や認知症への理解を深め、認知症患者やその周りの方に寄り添い、耳を傾けられるボランティアを養成します。



時 3月2日(火)・9日(火)・16日(火)14時～16時(計3日間) 所 市民多目的センター 全日程参加でき、講座修了後にボランティア活動ができる方 定30人(申込先着順) 内 VR体験(写真)、講義など 料100円 基本事項(9面に掲載)と受講動機、職業(所属など)を2月24日(木)までに電話で(ファクス、Eメールも可) 申 市社会福祉協議会内ボランティア・市民活動センター 06(6789)5550、FAX06(6789)2924、E hosi01@cap.ocn.ne.jp 問 地域福祉課 06(4309)3181、FAX 06(4309)3815

長瀬老人センターの教室

活動期間は4月から1年間です。 市内在住の60歳以上の方 生け花、水墨画、絵手紙、新舞踊、健康体操など ※抽選。別途教材費などが必要な場合あり。 3月1日(月)～10日(水)9時～17時に直接(日曜日を除く) 所 長瀬老人センター 06(6720)5653、FAX06(6724)9869

相談

常設人権相談

人権擁護委員または法務局職員が相談に応じます。



月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝休日を除く) 所 大阪法務局東大阪支局 問 大阪法務局東大阪支局 06(6782)5563 人権啓発課 06(4309)3156、FAX06(4309)3823

配偶者からの暴力(DV)に悩む方へ まずはお電話を

専門相談員が応じます

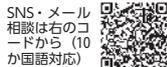
専用ダイヤル 06(4309)3191

※月曜日～金曜日9時～17時30分(祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く)。

(内閣府) 支援体制を強化! DV相談+

0120(279)889

※24時間受付。



市役所本庁舎の一部窓口業務

2月27日(土)9時～12時に開設

2月27日(土)9時～12時に市役所本庁舎2階・3階の一部窓口業務を開設します。

手続きの際には、運転免許証やパスポート、健康保険証など本人確認ができる書類をお持ちください。また、住所の変更や戸籍の届出により氏名が変更になる場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)の記載変更手続きが必要になりますので、当該カードを持参してください。

他市町村や警察署などへの確認や問合せが必要な場合は、取扱いができませんことや手続きが完了しないことがありますので、詳しくは担当課へお問合せください。

【住民関係】

戸籍届、住民異動届、印鑑登録などの届出や住民票、印鑑証明などの各種証明書交付など

問 市民課 06(4309)3172、FAX06(4309)3804

【国民健康保険・後期高齢者医療保険関係】

加入・脱退・変更の申請や各種療養費の給付申請、保険料の納付・相談など

問 医療保険室資格給付課 06(4309)3167、FAX06(4309)3804

06(4309)3167、FAX06(4309)3804 医療保険室保険料課 06(4309)3168、FAX06(4309)3807

【医療助成関係】

子どもや重度障害者などの医療費助成にかかる医療証の申請、医療費の払戻しの申請など

問 医療助成課 06(4309)3166、FAX06(4309)3805

【児童手当などの関係】

児童手当や児童扶養手当などの申請

問 国民年金課 06(4309)3165、FAX06(4309)3805

【市税関係】

市税の各種証明書発行や納付・相談・申告受付・申請受付・閲覧・届出、原動機付自転車および小型特殊自動車の登録・廃車

問 税制課 06(4309)3131、FAX06(4309)3810 市民税課 06(4309)3135、FAX06(4309)3809 固定資産税課 06(4309)3143～3144、FAX06(4309)3811 納税課 06(4309)3147～3152、FAX06(4309)3808

問 政策調整室 06(4309)3016、FAX06(4309)3847

子育て支援センターの催し

※車での来場はご遠慮ください。 所の記載のない催しは、各子育て支援センターで開催。 所は子どもについてのみ記載していますが、全て保護者が同伴してください。

来館には申込みが必要です(申込みが不要なものは申込不要と記載)。各実施日(利用希望日)の1週間前から電話で各支援センターに申し込んでください。 受付時間 ㊦あさひっこ・ももっこ・ゆめっこ=9時30分～15時30分(月曜日～土曜日) ㊧鴻池・長瀬・荒本子育て支援センター=9時30分～11時30分・13時30分～15時30分(月曜日～金曜日)



ゆめっこ

【身体測定】

時 2月15日(月)・23日(水)9時30分～11時30分・13時30分～15時30分

【心理職による発達相談】

時 2月19日(金)9時30分～11時30分

【子育てサポーター相談】

時 2月26日(金)14時～15時30分

◇ 就学前乳幼児(未就園児) 定各15組30人(申込先着順)

問 鴻池子育て支援センター 06(6748)0210、FAX06(6748)0257

鴻池子育て支援センター

【アーリー赤ちゃんタイム～おもちゃ&名札作り】

時 2月17日(水)9時30分～11時30分

定 5か月までの乳児(未就園児)

【誕生会】

誕生児の紹介とカードを渡します。 時 2月18日(木)9時30分～11時30分・13時30分～15時30分 = 就学前乳幼児(未就園児) 24日(水)13時30分～15時30分 = 未歩行児(未就園児)

【あかちゃんタイム 健康相談デー】

栄養士や保健師が離乳食や健康などの相談に応じます。 時 2月24日(水)13時30分～15時30分 定 未歩行児(未就園児)

◇ 定各7組14人(申込先着順)

問 鴻池子育て支援センター 06(6748)8251、FAX06(6743)0577

荒本子育て支援センター

【心理職による相談日】

時 2月16日(火)9時30分～11時30分

定 就学前乳幼児(未就園児)

【保健師による健康相談日】

時 2月17日(水)14時～15時 = 未歩行児(未就園児) 18日(木)10時～11時 = 就学前乳幼児(未就園児) ※いずれも個別相談および身体測定あり。

【ミニ制作「ひな飾り」】

時 2月19日(金)11時～11時30分・14時30分～15時 定 就学前乳幼児(未就園児)

◇ 定各10組20人(申込先着順)

問 荒本子育て支援センター 06(6788)1055、FAX06(6788)2597

長瀬子育て支援センター

【おひなさま飾りを作ろう】

時 2月15日(月)・17日(水)・19日(金)9時30分～11時30分 定 就学前乳幼児(未就園児)

【心理職による子育て相談】

子どもの発達や子育ての不安などの相談に応じます。 時 2月25日(木)9時30分～11時30分 定 就学前乳幼児(未就園児)

【アーリー de 離乳食のおはなし】

離乳食を見ながら、疑問に答えます。 時 2月26日(金)13時30分～15時30分 定 5か月までの乳児(未就園児)

◇ 定各7組14人(申込先着順)

問 長瀬子育て支援センター 06(6728)1800、FAX06(6728)2413

ももっこ

【子育てサポーターによる相談】

時 2月19日(金)14時～15時30分 定 子育て、認定こども園・保育園の入園、一時預かりなど

【身体測定】

時 2月24日(水)10時～11時・14時～15時

【保育士による相談】

時 月曜日～土曜日 ※来所・電話相談は随時受け付けています。面接相談の希望者は、申込み時にお伝えください。

◇ 定 就学前乳幼児(未就園児) 定各15組30人(申込先着順)

問 ももっこ(楠根子育て支援センター) 06(4306)4151、FAX06(4306)3080

あさひっこ

【心理職による発達相談】

子どもの発達や子育ての不安などの相談に応じます。 時 2月17日(水)9時30分～11時30分 定 就学前乳幼児(未就園児) 定15組30人

【栄養士による離乳食相談会】

個別に相談できます。 時 2月24日(木)14時～15時 定 0歳の乳児(未就園児) 定8組16人

◇ ※いずれも申込先着順。

問 あさひっこ(旭町子育て支援センター) 072(980)8871、FAX072(985)1055

お知らせ コーナー

学ぶ

園芸スキルアップ講座

多肉植物の寄せ植えの育て方や増やし方を学びます。植えた植物は持ち帰れます。 時 2月25日(木)10時~12時 所 花園中央公園内東側温室(地図参照) 対 市内在住・在勤・在学(いずれか)の方 定 20人(抽選) 料 400円 持 車手、マスク 申 2月17日(木)までに電話で



申 園 ひとり景観課 06(4309)3227、FAX06(4309)3836

新たにチャレンジ!

東大阪アリーナの教室

【水泳教室】

4月~6月の水泳教室(表参照)の会員を募集します。 申▷新規の方は2月26日(金)から電話または直接(東大阪アリーナウェブサイトからも可(右のコードからアクセス可)) 対 継続の方は2月25日(木)までに申込用紙を直接 ※定員や料金など、詳しくはお問合せください。

【目からウロコの写真教室】

時 3月6日・5月1日・6月19日・7月3日の土曜日13時~16時(計4日間) 対 18歳以上の方 定 20人 料

水泳教室 ジュニアコース

教室名	コース・とき	対象
Aクラス	月・水・木・金曜日 から選択 16時30分~17時30分	未就学児(平成27年4月2日~平成29年4月1日生まれ)~小学生
Bクラス	月・水・木・金曜日 から選択 17時30分~18時30分	小・中学生
育成クラス	月・水・木・金曜日 から選択 18時30分~20時30分	日本水泳連盟競技者登録者
週4クラス	月・水・木・金曜日 の週4回コース 17時30分~18時30分	4泳法が25m以上泳げる小・中学生

水泳教室 成人コース

教室名	コース・とき	対象
初級水泳	13時30分~14時30分	16歳以上の方(初心者・基礎中心)
習泳ぎ※	19時30分~20時30分	16歳以上の方(中・上級者)
平泳ぎ※	11時~12時	16歳以上の方(中・上級者)
初級水泳	13時30分~14時30分	16歳以上の方(初心者・基礎中心)
水中健康運動	10時~11時	16歳以上の方(水中での軽運動)
初級水泳	11時~12時	16歳以上の方(初心者・基礎中心)
クロール※	14時~15時	16歳以上の方(中・上級者)
初級水泳	11時~12時	16歳以上の方(初心者・基礎中心)
水中健康運動	13時30分~14時30分	16歳以上の方(水中での軽運動)
バタフライ	19時30分~20時30分	16歳以上の方(中・上級者)

※は前期と内容が変わります。

八戸の里老人センター~趣味クラブ

活動期間は4月から1年間です。 対 市内在住の60歳以上の方 内 詩吟、民謡、書道、社交ダンス、茶道、俳句、切り絵、華道、手芸、折り紙、歌体操、カラオケ、大正琴、水墨画、リズムダンス、フォークダンス、フラダンス、謡曲、オカリナ、グラウンドゴルフ、ゲートボール、囲碁、将棋 申 3月1日(月)~5日(金)9時30分~15時30分に年齢・住所が確認できるものを本人が直接 所 申 園 八戸の里老人センター 06(6724)6220、FAX06(6724)6738

60歳から始める終活 不動産に関するセミナー

60歳から、所有している空き家など不動産のことを考えるセミナーです。 時 3月20日(木)13時30分~16時20分 所 市文化創造館ジャトナーモニー小ホール 対 空き家所有者やその親族、今後実家などを相続する予定がある方 定 109人(申込先着順) 内 身近な空き家の悩みと解決方法、空き家のチェックポイントの紹介など 申 全日本不動産協会大阪府本部ウェブサイト(右のコードからアクセス可)

申 園 (公社)全日本不動産協会大阪府本部 06(6947)0341

園 空家対策課 06(4309)3244、FAX 06(4309)3829

掲示板

定員がある催しもあります。料金表示のないものは無料です。詳しくは問合せ先へ。

初心者卓球

時 2月21日(日)~25日(木)9時~12時 所 相栄ロイヤルビル(菱屋東2) 料 半日700円 申 電話または直接 申 園 若江老人いこいクラブ「野津」 080(5716)5477

期間限定でウェブ連載 スマイルカレッジ

「フェイクの影響とそれらを見抜くチェックリスト~新型コロナウイルス感染禍の下で」をテーマとした3講座を、市ウェブサイトに掲載しています。 内 時▷第1講「情報が全てを決する」第2講「感染爆発を起こしているフェイク情報」=掲載中▷第3講「13項目のチェックリストと10のコツ」=3月1日(月)から

※いずれも3月31日(木)まで。 申 園 権啓彦課 06(4309)3156、FAX 06(4309)3823

【ハワイアンフラダンス教室】

時 4月3日~7月17日の土曜日10時~11時15分(4月24日、5月1日、6月12日を除く計13日間) 対 16歳以上の女性 定 20人 料 1万3280円 持 スカート(初回のみ貸出し可) 申 電話予約のうえ、1週間以内に料金を直接

【親子で花育こどもフラワーアレンジメント】

時 4月3日・5月22日・6月5日・7月31日の土曜日13時30分~14時30分(計4日間) 対 3歳以上の子どもの保護者または祖父母 定 5組 料 4080円 持 ハサミ、持ち帰り用袋 申 3月3日(火)から電話予約のうえ、料金を直接

【からだバランス操体法教室】

時 4月5日・12日・19日・5月10日・24日・6月14日・21日・7月5日・12日の月曜日9時50分~10時50分(計9日間) 対 18歳以上の方 定 20人 内 緩やかな動きの体操 料 9180円 申 電話予約のうえ、料金を直接

【はじめてのヨガ教室】

時 4月5日~7月12日の月曜日11時15分~12時15分(4月12日、5月3日・17日、6月7日を除く計11日間) 対 18歳以上の方 定 10人 料 1万1220円 持 ヨガマットまたはバスタオル 申 3月12日(金)から電話予約のうえ、1週間以内に料金を直接

※いずれも申込先着順。 申 園 東大阪アリーナ 06(6726)1995、FAX06(6726)1994

税に関する相談

時 2月22日(月)9時30分~16時 対 税理士と契約していない方 申 電話で 申 園 東大阪税理士会館(永和2)06(6725)7708

フォトクラブジール写真展

時 3月31日(木)~4月4日(日)10時~17時(4月4日は15時まで) 申 市民美術センター 園 フォトクラブジール「石井」06(6931)8510

東大阪登校拒否を克服する会

時 2月21日(日)13時~16時 申 市民多目的センター 対 不登校に関心のある方 申 500円 申 基本事項(9面に掲載)を電話またはファクスで 申 園 東大阪登校拒否を克服する会「井川」090(6061)8675、FAX06(4309)3842

角田総合老人センターの教室

【みんなの体操ひろば(ヨガ)】

時 2月26日(金)10時~11時30分 定 20人(申込先着順) 持 マスク、ヨガマットまたはバスタオル、タオル、飲み物 申 2月15日(月)から

【ニコニコ体操(ヨガ)】

時 3月3日(木)10時~11時30分 定 20人(申込先着順) 持 マスク、ヨガマットまたはバスタオル、タオル、飲み物 申 2月18日(木)から

【だん・DAN！ダンス体操】

時 3月5日(金)14時~15時30分 定 20人(抽選) 持 マスク、タオル、飲み物 申 2月16日(火)~26日(金)

申 園 市内在住の60歳以上の方 申 各申込期間に電話または直接 申 園 角田総合老人センター 072(962)8011、FAX072(963)2020

東体育館の教室

【アロマオイル de セルフリンパマッサージ教室】

内 時▷3月9日(火)=デコルテ、首回り▷4月13日(火)=フェイシャル、ヘッド ※オイル使用なし。▷5月11日(火)=腕、ハンド▷6月8日(火)=おなか▷7月13日(火)=足、フットケア▷8月17日(火)=足裏、リフレクソロジー ※いずれも10時~11時で計6日間(1日のみの参加も可)。 対 16歳以上の女性 定 8人 料 1回2500円 ※一括払い1万4000円。 持 ハンドタオル、フェイスタオル 申 2月16日(火)から電話で

【ゆったりヨガ】

時 毎週火曜日14時45分~15時30分 対 18歳以上の女性 定 14人 料 3300円(月4回) ※体験1回500円。 持 ヨガマットまたはバスタオル、タオル、飲み物 申 電話で

【ママのためのリラックスヨガ】

時 第1・3金曜日10時30分~11時30分 対 6か月以上の未就学児とその母親 定 10組 料 1650円(月2回) 持 バスタオル 申 電話で

※いずれも申込先着順。 申 園 東体育館 072(982)1381、FAX072(982)2768

お知らせ コーナー

催し

第1回東大阪市民マラソン大会

昨年12月13日から延期となっていた第1回東大阪市民マラソン大会について、2月23日(祝)（開会式は9時から）の開催を予定しています。ただし、緊急事態宣言の発令に伴い、開催の有無は2月12日(金)に最終決定します。詳しくは東大阪市民マラソン大会ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)、お問合せください。

市民スポーツ支援課 06(4309)3282、FAX06(4309)3849

えほんとおりがみ

2月20日(土)10時30分～11時 幼児～小学生 ※幼児は保護者同伴。定4組(当日先着順) 絵本の読み聞かせ、折り紙で雛人形作り

永和図書館大連分室 06(6728)0200、FAX06(6730)7337

なるかわスプリングキャンプ

3月25日(木)～27日(土) (2泊3日) ※四条図書館に9時集合、16時解散。小学生 定20人(申込先着順) アウトドアクッキングなど 料2万3800円(市内在住の方は2万2300円) 2月15日(月)から電話で

自由の森なるかわ(市立野外活動センター) 072(986)1551、FAX072(986)1550

ミニミニライブと歌のレッスン

3月4日(木)13時～14時15分 定20人(申込先着順) ジャズボーカリスト・ピアニストの岩井ゆきこさんによるオンラインライブとレッスン 2月15日(月)～28日(日)に市民プラザウェブサイトにてオンライン開催のためインターネット環境などが必要(ZOOMを使用)。

中鴻池市民プラザ 06(6747)1592

旧河澄家の催し&教室

【陶芸展～抹茶茶室作り】 3月13日(土)～4月14日(水)9時30分～16時30分 ※月曜日は休館。申込不要。

【陶芸教室～桜の箸置き作り】 3月21日(日)13時～15時 小学生以上の方 定10人(申込先着順) 綿マスク、エプロン、手ふき 2月19日(金)9時30分から電話または旧河澄家ウェブサイトにて

旧河澄家(日下町7) 072(984)1640(FAX兼用)

コロナ禍で社会を支える方たちに 皆さんのメッセージを届けます こころほっとプロジェクト

「届けよう！エール、つなげよう！人権の輪」を合言葉に、社会を支える方たちを応援する「こころほっとプロジェクト(第1弾)」に、807通のメッセージが届きました。メッセージは、除菌ウェットティッシュとともに市人権啓発協議会から市福祉施設会へと届けられ、救護施設や児童養護施設などで働く職員の皆さんに届けられることになりました(写真)。

【第2弾は社会インフラ事業関連で働く方たちへ】

同プロジェクトの第2弾として、交通・電力会社など社会インフラ事業関連で働く方たちを応援するメッセージを募集します。募集期間 3月31日(水)(消印有効)まで 応募方法 市役所本庁舎1階ロビー



一に設置している応募コーナーに直接(郵送、ファクス、Eメール、市ウェブサイトからも可) ※詳しくは市ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)、お問合せください。

応募先・〒577-8521人権啓発課 06(4309)3156、FAX06(4309)3823、✉ cocorohot@city.higashiosaka.lg.jp

東大阪モノづくり企業 合同就職面接会

市内のモノづくり企業が一堂に会する合同就職面接会を開催します。3月4日(木)13時～16時 就職面接会、出張相談コーナーなど

東大阪商工会議所 06(6722)1151、FAX06(6725)3611
労働雇用政策室 06(4309)3178、FAX06(4309)3846

平和アニメフェスティバル

映画「かいけつゾロリ うちゅうの勇者たち」「アゲハがとんだ～1945・3・10東京大空襲」を上映します。大阪大空襲の体験画を展示した平和資料展も同時開催します。3月7日(日)10時30分～12時・14時～15時30分 府立中央図書館ライティホール 定192人(申込先着順) ※一時保育あり(2月25日(木)までに要申込み) 基本事項(9面に掲載)と保育が必要な方は子どもの氏名・年齢を往復ハガキで(電話、ファクス、Eメール、直接も可)

〒577-8521市役所人権啓発課 06(4309)3156、FAX06(4309)3823、✉ jinkenkeihatsu@city.higashiosaka.lg.jp

イコーラムの催し

【いこう！らむシネマ】

大切な仲間とともに、若かりしころの夢を実現していく女性の姿を描いた「マルタのやさしい刺繍」(字幕付き)を鑑賞します。3月17日(水)10時～12時・14時～16時 定各20人(市内在住・在勤・在学(いずれか)の方を優先して抽選) ※1歳6か月以上の就学前幼児の保育あり。定員各5人で申込先着順。1人200円。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、利用できない場合あり。

基本事項(9面に掲載)とEメールアドレス、希望時間、保育が必要な方は子どもの氏名・生年月日を3月10日(木)までにEメールで(電話、ファクス、直接も可)

【休館日】

3月22日(月)～31日(水)、空調改修工事のため休館します。

イコーラム(男女共同参画センター) 072(960)9201、FAX072(960)9207、✉ ikoramu@nifty.com

文化創造館の催し

【ワークショップアカデミー】



3月13日(土)10時30分から・14時から 市文化創造館2階創造支援室C1・C2 定ドラグビーボール型の貯金箱作り(写真①)＝各10人 ▷プラスチック真空成型で時計作り(写真②)＝各8人 ※いずれも申込先着順。5歳児～中学生 ※小学生以下は保護者同伴(付き添いは子ども1人につき大人1人まで)。

1000円 2月21日(日)から市文化創造館ウェブサイトにて(右のコードからアクセス可) ※内容は変更になる場合があります。



【スタインウェイ&ヤマハを弾いてみませんか2021 in Dream House 大ホール】

3月22日(月)・23日(火)10時・11時

13時・14時・15時・16時・17時・18時から 市文化創造館 Dream House 大ホール 小学生以上の方 ※小学生は保護者同伴。各時間1枠(抽選) ※連弾や他楽器との共演も可。ピアノ位置の移動と発表会など営利目的の利用は不可。世界最高峰のスタインウェイピアノ D-274・ヤマハピアノ CFXの演奏 1枠55分2000円 ※利用時間には準備・後片付けを含む。申込書を2月23日(祝)17時までにはファクスまたは直接(市文化創造館ウェブサイトからも可) ※申込みは1人(またはグループ)1枠まで。

【市民オペラ公演・歌劇「ラ・ボエーム」】



本市出身の谷浩一郎さんを芸術監督に迎え、市民オペラ公演・歌劇「ラ・ボエーム(イタリア語上演・日本語字幕付き)」を開催します。公募で結成された市民オペラ合唱団も出演します。5月30日(日)14時開演 市文化創造館 Dream House 大ホール ▷S席＝一般5000円(4500円)、高校生以下2000円(1800円) ▷A席＝一般3000円(2700円)、高校生以下1000円(800円) ※カッコ内はスクラムメイト割引料金。車いす席、介助者席はそれぞれ半額。全席指定。未就学児入場不可。スクラムメイト会員＝2月13日(土)10時から下のチケット販売へ ※1会員につき2枚まで。▷一般＝2月20日(土)時から下のチケット販売へ

【チケット販売】▷市文化創造館窓口(第2火曜日を除く10時～17時)▷市文化創造館チケットセンター 0570(08)1515(第2火曜日を除く月曜日～金曜日11時～15時、土・日曜日・祝休日10時～15時)▷市文化創造館オンラインチケット(右のコードからアクセス可) ※市文化創造館窓口は、販売開始翌日10時から残席がある場合のみ販売。市文化創造館オンラインチケットは、システムメンテナンスのため2時～6時のチケット申込み不可。

詳しくは、市文化創造館ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可) ※市文化創造館ウェブサイトについて＝市文化創造館チケットセンター ▷その他イベントについて＝市文化創造館 06(4307)5772、FAX06(4307)5778(9時～18時)

新型コロナウイルスに関する市民・事業者向け支援情報一覧

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている市民、企業および個人事業主などに対して実施する支援制度などを紹介します(2月3日現在)。支援制度の内容など詳しくは、問合せ先の担当課などにお問合せください。また、市では、新型コロナウイルスに関するさまざまな相談窓口を設置しています。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)。

なお、新しい制度などを含め、内容が随時更新されるため、最新の情報は市ウェブサイトでご確認ください。



市民を対象とする支援制度など

●助成・給付に関するもの

制度	概要	対象	問合せ先
ひとり親世帯臨時特別給付金	子育ての負担増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯などに臨時特別給付金を支給します。なお、昨年12月の閣議決定により、基本給付を再支給します。 給付額 ▷基本給付=1世帯5万円、第2子以降1人当たり3万円 ※再支給分も同額。▷追加給付=1世帯5万円 ※追加給付の再支給はありません。 申請書 を2月26日(金)(消印有効)までに郵送または直接※基本給付の申請で対象①の方は申請不要(追加給付は全員必要)。再支給分については、すでに基本給付の申請をしている方は申請不要。未申請の方は、基本給付の申請時にあわせて申請できます。申請書は市ウェブサイトからダウンロード可。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。 申込み先 〒577-8521市役所新型コロナウイルス感染症対策事業室	基本給付の① 次の①～③のいずれかに当てはまる方 ①昨年6月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金給付などの受給により、昨年6月分の児童扶養手当の全額が停止された方 ③児童扶養手当の受給資格に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変(収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合を含む)するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 追加給付の② 基本給付の対象①②の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに収入が減少した方 ※追加給付については生活保護受給者を除く。	新型コロナウイルス感染症対策事業室 06(4309)3007、FAX06(4309)3815
傷病手当金の支給	新型コロナウイルスに感染するなどし、労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。	国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度被保険者である被用者(給与の支払いを受けている者に限る)で、療養のため労務に服することができない者(感染したまたは発熱などの症状があり感染が疑われる者に限る)	医療保険室資格給付課 06(4309)3167、FAX06(4309)3804
住居確保給付金	離職した方などについて、一定期間、住居確保給付金(上限は単身世帯:3万8000円、2人世帯:4万6000円、3人～5人世帯:4万9000円、6人以上の世帯は要問合せ)を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行います(給付に関する要件あり)。過去に支給した方も要件を満たした場合、3か月分限り再支給できます。	離職・廃業から2年以内、または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況になり住居を失ったまたは失う恐れのある方	生活支援課住居確保給付金相談窓口 06(6748)0102、FAX06(6748)0103
市立小・中・義務教育学校の就学援助制度	経済的な理由で市立小・中・義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に、費用の一部を援助します(世帯の所得合計額の制限あり)。また昨年中に、所得が減少したことにより世帯の所得合計額の制限を下回る見込みの場合は2月26日(金)までにご相談ください(令和2年分源泉徴収票または確定申告書の控えが必要)。	保護者	学事課 06(4309)3272、FAX06(4309)3838
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により支給します。	休業手当を受けることができなかった中小企業の労働者	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120(221)276(月曜日～金曜日8時30分～20時、土・日曜日・祝休日8時30分～17時15分)

●対応期間の延長に関するもの

制度	概要	対象	問合せ先
市民税・府民税の申告期限の延長	令和2年1月1日～12月31日の間に得た収入にかかる令和3年度の市民税・府民税の申告について、3月15日(月)までを予定していましたが、4月15日(木)まで延長します。	申告する必要がある方 ※詳しくは号今の市政だより2面をご覧ください。	市民税課 06(4309)3135、FAX06(4309)3809
交付前のマイナンバーカード保管期間の延長	交付前のマイナンバーカード(個人番号カード)について、本市での保管期間が昨年3月以降のものは、当面、保管期間を延長します。	交付通知書を受け取り、マイナンバーカードを受け取っていない方	市民室 06(4309)3163、FAX06(4309)3012
転入、転居、世帯変更などの届出期限の延長	転入や転居、世帯変更などの届出は、異動日(引越しの日の日)から14日以内に行わなければなりません。当面、14日を過ぎた場合でも通常どおり手続きができます。	転入や転居、世帯変更などの届出者	市民課 06(4309)3164、FAX06(4309)3802
印鑑登録の回答期限の延長	印鑑登録の回答期限を、緊急事態宣言の解除日から1か月延長します。	昨年12月15日～1月13日の間に回答書による印鑑登録申請をした方	市民課 06(4309)3132、FAX06(4309)3802
自立支援医療費(精神通院医療)の有効期間の延長	有効期間を1年延長します(手続き不要)。	受給者で昨年3月1日～2月28日の間に有効期間が満了する方 ※変更手続きは従来どおり申請や届け出が必要。通常どおりの継続申請も受け付けています。	東保健センター 072(982)2603、FAX072(986)2135 中保健センター 072(965)6411、FAX072(966)6527 西保健センター 06(6788)0085、FAX06(6788)2916
精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの診断書提出の猶予	更新申請の診断書の提出を1年間猶予します(手続きが必要。免除ではありません)。	昨年3月1日～2月28日に有効期限を迎え、診断書による更新申請をする方 ※通常どおりの継続申請も受け付けています。	健康づくり課 072(960)3802、FAX072(960)3809
指定難病受給者証の有効期間の延長	有効期間を1年延長します(手続き不要)。なお、受給者証の記載事項に変更が生じた場合は、変更申請が必要です。	指定難病受給者で昨年3月1日～2月28日の間に有効期間が満了する方	
小児慢性特定疾病医療受給者証・自立支援医療費(育成医療)の有効期間の延長	有効期間を1年延長します(手続き不要)。	受給者で昨年3月1日～2月28日の間に有効期間が満了する方	母子保健・感染症課 072(960)3805、FAX072(960)3809
身体障害者手帳の再認定年月の延長	再認定年月を1年間延長します。	再認定年月が昨年3月1日～2月28日の間に指定されている方	
療育手帳の次の判定年月の延長	判定年月を1年間延長します。	▷18歳未満の方=次の判定年月を昨年3月1日～2月28日の間に指定されており、障害児またはその保護者から延長の申請があった方 ▷18歳以上の方=次の判定年月を昨年3月1日～2月28日の間に指定されており、障害者またはその保護者から延長の申請があった新規更新(原則)の方	障害施策推進課 06(4309)3183、FAX06(4309)3813 東福祉事務所高齢・障害福祉係 072(988)6628、FAX072(988)6671 中福祉事務所高齢・障害福祉係 072(960)9285、FAX072(964)7110 西福祉事務所高齢・障害福祉係 06(6784)7980、FAX06(6784)7677
自立支援医療費(更生医療)の有効期間の延長	有効期間を1年延長します(手続き不要)。	昨年3月1日～2月28日の間に有効期間が満了する方	
障害児福祉手当・特別障害者手当の認定期間満了に伴う再認定手続きの延長	再認定の時期を1年延長します(手続き不要)。	有効認定にかかる診断書の提出期限が昨年12月末～2月末の間に到来する方	

市民を対象とする支援制度など

●融資に関するもの

制度	概要	対象	問合せ先
生活福祉資金貸付制度	収入が減少・失業した方がいる世帯に対し、貸付けを行います。緊急小口資金(特例)、総合支援資金【生活支援費】(特例)があります。	減収または失業した方	▷特例貸付の概要について=大阪府社会福祉協議会コロナ特例貸付コールセンター 06(6776)2232、FAX06(6767)1562(月曜日～金曜日9時15分～17時(祝休日を除く)) ▷申請・相談受付=東大阪市社会福祉協議会 06(6789)7201、FAX06(6789)2924(月曜日～金曜日9時～16時30分(祝休日を除く))
母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付	子どもが在籍する保育所や学校などの臨時休業、事業所の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたすひとり親家庭などは、母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付けを活用できる場合があります。	ひとり親家庭および寡婦	子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3817

●支払い猶予・減免に関するもの

制度	概要	対象	問合せ先
個人市民税・府民税の減免	個人市民税・府民税の支払いが困難な方は減免が認められる場合があります。	失業や廃業した方、所得が前年中と比べて4割以上減少する見込みの方	市民税課 06(4309)3135、FAX06(4309)3809
国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険料の減免や納付の猶予など	保険料の減免や分割納付、納付の猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業または廃止、失業などの理由で、収入が著しく減少したことなどにより、保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合	医療保険室保険料課 06(4309)3168、FAX06(4309)3807
国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険料の特別減免	主たる生計維持者の収入減少が見込まれるなど一定の要件に該当する場合は、保険料の全部または一部が減額となります。	主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で一定の要件に該当する方	
国民年金保険料の免除など	保険料の納付が困難となる方について、臨時特例措置として免除などが認められる場合があります。	所得の低下が見込まれる方	国民年金課 06(4309)3165、FAX06(4309)3805
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払い猶予	支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金の支払いを猶予します。	母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた方	子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3817
保育料の日割り	市からの要請により、休園や自宅待機となった場合の保育料を日割計算し、減額します。保育所および公立認定こども園に通う子どもの保護者については、今年度以降分について原則充対応を行います。	認定こども園、保育所、小規模保育施設に通う子どもの保護者	▷日割り後の保育料決定に関すること=子どもすこやか部施設利用相談課 06(4309)3202 ▷保育料充当に関すること=子どもすこやか部施設給付課 06(4309)3195 ☆FAX(いずれも06(4309)3817) ※私立認定こども園や小規模保育施設については、各施設にお問合せください。
介護保険料の減免	収入が著しく減少し保険料の支払いが困難となる方について、保険料の減免が認められる場合があります。	事業の廃止や失業などの理由で、65歳以上の方(第一号被保険者)の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額の見込額が、令和元年の2分の1以下に減少し、市民税非課税になると見込まれる場合	介護保険料課 06(4309)3188、FAX06(4309)3814
介護保険料の特別減免	主たる生計維持者の収入減少が見込まれるなど一定の要件に該当する場合は、保険料の全部または一部が減額となります。	主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の65歳以上の方(第一号被保険者)、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で一定の要件に該当する65歳以上の方(第一号被保険者)	
介護保険利用者負担額の減免	事業の廃止や失業などにより収入が減少し、利用料の支払いが困難となる方について、申請により減免が認められる場合があります。	事業の廃止や失業などの理由で、要介護被保険者または要支援被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額が、令和元年の2分の1以下に減少し、市民税非課税世帯になると見込まれる場合	高齢介護室給付管理課 06(4309)3186、FAX06(4309)3814
水道料金などの支払い猶予などの相談受付	支払い猶予などの相談を受け付けます。	生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象の方、一時的に水道料金および下水道使用料の支払いに困難をきたしている方	水道サービスセンター 06(4307)6201、FAX06(6721)2371
市営住宅使用料などの減免など	減免などが認められる場合があります。	市営住宅に入居しており、収入が減少して市営住宅使用料などの支払いが困難となる方	東大阪市営住宅管理センター 06(6788)8001、FAX06(6788)8005 住宅政策室総務管理課 06(4309)3231、FAX06(4309)3834 東大阪市営北蛇草・荒本住宅管理センター 06(6782)2000、FAX06(6782)2006 住宅改良室 06(4309)3234、FAX06(4309)3834

市民を対象とする支援制度など

●その他

制度	概要	対象	問合せ先
新型コロナウイルス感染症自宅療養者配食サービス事業	自宅で療養している方に安心して療養に専念いただくとともに、買い物のための外出などによる感染拡大を防止するため、無料で食料(保存食)を自宅に届けます。保健所の保健師が対象者に利用希望の有無を確認します。	新型コロナウイルス感染症患者のうち4日以上療養期間が残っている自宅療養者	母子保健・感染症課 072(960)3805、FAX072(960)3809
解雇などにより住居の退去を余儀なくされる方への市営住宅の一時使用の募集	解雇や雇い止め、廃業により、住宅の退去を余儀なくされる方へ市営住宅を一時的(原則6か月、最大1年)に提供(家賃月額5000円。別途、共益費などが必要)します。	緊急事態宣言発令(令和2年4月7日)以前から市内在住・在勤(いずれか)で、緊急事態宣言発令日以降に解雇、雇い止め、廃業となり、現在もその状態であつ、賃貸住宅や社宅、寮などの住宅の退去を余儀なくされる方	住宅政策室総務管理課 06(4309)3231、FAX06(4309)3834
児童・生徒の家庭学習などの支援サイト	児童・生徒および保護者が自宅などで活用できる教材や動画などを紹介するウェブサイトです。 【文部科学省】「子供の学び応援サイト」～学習支援コンテンツポータルサイト 【経済産業省】「学びを止めない未来の教室」 【大阪府】小・中学生に向けた家庭学習教材などについて 【東大阪市】「確かな学力の向上」をテーマとした学習支援サービス～ラインズeライブラリ(試行実施中)	小・中学生とその保護者	学校教育推進室 06(4309)3268、FAX06(4309)3838

企業および個人事業主などを対象とする支援制度など

●融資・支払い猶予など

制度	概要	対象	問合せ先
セーフティネット保証4号・5号	経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、資金繰りを支援します。	中小企業者	産業総務課分室 06(6748)7275、FAX06(4309)2303
危機関連保証	売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業者に対し、資金繰りを支援します。		
無利子・無担保融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	事業者	日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790)
	危機対応融資		業況が悪化した事業者に対し、融資を行います。
	マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)	小規模事業者	東大阪商工会議所 06(6722)1151、FAX06(6725)3611
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係事業を営む方	日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790)
新型コロナウイルス対策衛経	売上げが減少した小規模事業者の融資制度の金利を引き下げます。	小規模事業者	0120(327790)
セーフティネット貸付の要件緩和	一時的に売上げの減少など業況悪化をきたしているが、中期的にその業績が回復しかつ発展することが見込まれる中小企業者向けの融資(セーフティネット貸付)につき、融資要件を緩和します。	中小企業者	日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790)
衛生環境激変対策特別貸付	一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方に対し、融資を行います。	旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方	
小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付など	経済環境の変化などに起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対し、経営の安定を図るための事業資金を貸付けます。	小規模企業共済の契約者	中小企業基盤整備機構共済相談室 050(5541)7171
農林漁業セーフティネット資金の融資制度	農林漁業セーフティネット資金の貸付金を利用する要件に「新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障をきたしているまたはきたす恐れがあること」が追加されました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けや借入限度額が引き上げられました。	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	日本政策金融公庫の各支店 本店フリーコール 0120(154)505 最寄りの農協 信用農協連合会
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資制度	農業近代化資金の貸付けの特例が設けられました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けとなりました。	認定農業者	
経営体育成強化資金の融資制度	農業近代化資金の貸付けの特例が設けられました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けとなりました。	主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	
農業近代化資金の融資制度	農業近代化資金の貸付けの特例が設けられました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けや農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料が一定期間免除されました。	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合 グリーン大阪農業協同組合 06(6748)5200 大阪中河内農業協同組合 072(996)1717
農業保険の保険料の支払い延長	収入保険の保険料や農業共済の共済掛金の支払期限を延長します。	農業保険の加入者	大阪府農業共済組合本所 06(6941)8736
社会福祉施設などに対する融資(福祉医療機構福祉貸付事業)	減収・事業停止などの影響を受けた社会福祉施設などの経営資金について、通常の融資条件から貸付利率の引下げなどの優遇措置を講じた融資(優遇融資)を行います。	経営に影響を受けた社会福祉施設など	福祉医療機構 06(6252)0216 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル 0120(343)862
法人市民税・事業所税の申告期限の延長	やむを得ない理由により、期限までに申告ができない場合、期限の延長が認められます。	法人市民税・事業所税の申告対象者	税制課 06(4309)3133、FAX06(4309)3810
喫煙可能室設置届け出期間の延長	昨年4月完全施行の健康増進法において、既存飲食施設が昨年4月以降も喫煙と飲食を同じスペースで可能にする場合の届出書の締切りについて、当面、期間を延長します。	該当する市内既存飲食店	健康づくり課 072(960)3802、FAX072(960)3809

企業および個人事業主などを対象とする支援制度など

●補助金・助成金

制度	概要	対象	問合せ先
大阪府営業時間短縮協力金	緊急事態宣言が発令されたことを受け、1月14日～2月7日の25日間、営業時間短縮の要請に協力した飲食店などに対し、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止および事業継続を目的に大阪府より協力金が支給されます。	飲食店など事業者	大阪府営業時間短縮協力金に関するコールセンター 06 (6210) 9525 (月曜日～土曜日 9時～19時(祝休日を除く))
生産性革命推進事業	サプライチェーンの毀損などに対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。	事業者	中小企業基盤整備機構 03 (6459) 0866 ※詳しくは中小企業基盤整備機構ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)。 
ものづくり・商業・サービス補助	新製品・サービス開発や生産プロセス改善などのための設備投資などを支援します(補助金最大1000万円・補助率2分の1～4分の3)。	中小企業・小規模事業者など	ものづくり補助金事務局 050 (8880) 4053 ※詳しくはものづくり補助事業公式ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)。 
持続化補助	販路開拓などのための取組みを支援します。	小規模事業者	東大阪商工会議所 06(6722)1151、FA06(6725)3611
働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主にその実務に要した費用の一部を助成します。	中小企業者	テレワーク相談センター 0570 (550348)
雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成します。	事業者	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120(60)3999 大阪労働局助成金センター雇用調整助成金相談予約コールセンター 0120(169)207 ※予約受付のみ。助成金センターでの相談は完全予約制。詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)。 
小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)	小学校などが臨時休業した場合などに、保護者の休職に伴う所得の減少に対応するため、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対し、助成金を支給します。	事業者	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120(60)3999 ※詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください(下のコードからアクセス可)。  
小学校などの臨時休業に対応する保護者支援(委託を受けて個人で仕事をする方向向け)	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するため助成金を支給します。		休暇取得支援 休業対応支援  
大阪府雇用促進支援金	大阪府内の雇用情勢が悪化している状況において、失業者の早期の就職につなげていくため、求職者を雇い入れ3か月間雇用した事業主に支援金を支給します。	事業者	大阪府雇用促進支援金事務局 06(4794)7050 (月曜日～金曜日 9時30分～17時30分(祝休日を除く))
商店街新型コロナウイルス感染症対策補助事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、市内の商店街に対し、感染防止にかかる経費について最大100万円の補助を行います。	市内商店街	商業課 06(4309)3176、FA06(4309)3846
介護サービス事業所・施設などにおける感染症対策支援事業(緊急包括支援事業)	通常の介護サービスを提供した場合には発生しない経費または通常の介護サービスを提供する場合に必要な額を超過した経費であって、介護報酬、利用料その他の収入により賄われない経費に対して支援を行います。 ※申請期限：2月28日(日)。	昨年4月1日以降、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかき増し経費が発生した、全ての介護サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、多機能型サービス事業所、介護施設など(利用者または職員に感染者が発生しているかは不問)	大阪府高齢介護支援金コールセンター 0570 (001) 170
介護サービス再開に向けた支援事業(緊急包括支援事業)	「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する費用に対して支援を行います。 ※申請期限：2月28日(日)。	昨年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行ったまたは感染防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所	
介護サービス事業所などにおけるサービス継続支援事業(サービス継続支援事業)	通常の介護サービスを提供した場合には発生しない経費または通常の介護サービスを提供する場合に必要な額を超過した経費であって、介護報酬、利用料その他の収入により賄われない経費に対して支援を行います。 ※申請期限：2月12日(金)。申請期限以降は、個別にお問合せください。	昨年1月15日以降、府・市から休業要請を受けた事業所、感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準の臨時的な取扱いについて(第2報)」に基づく訪問サービスを提供した通所介護事業所	
介護サービス事業所などとの連携支援事業(サービス継続支援事業)	利用者受入れにかかる連絡調整費用、職員確保費用および職員応援にかかる費用などに対して支援を行います。 ※申請期限：2月12日(金)。申請期限以降は、個別にお問合せください。	昨年1月15日以降、次のいずれかに該当する事業所利用者の積極的な受入れや応援職員の派遣を行った事業所 ▷府・市から休業要請を受けた ▷感染者が発生または濃厚接触者に対応した ▷感染症の拡大防止の必要性から自主的に休業した介護サービス事業所	高齢介護課 06 (4309) 3185、FA06 (4309) 3814
地域医療介護総合確保基金(コロナ消毒・洗浄)補助事業	感染が疑われる者が発生した場合に介護施設内などで感染が拡大しないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品などの消毒・洗浄に必要な費用について補助を行います。 ※申請期限：2月26日(金)。申請期限以降は、個別にお問合せください。	昨年4月1日以降、感染が疑われる者が発生した介護施設など	
障害福祉サービス事業所・施設などにおける感染症対策支援事業(緊急包括支援事業)	障害福祉サービス事業所・施設などが、感染症対策を徹底したうえで、障害福祉サービスなどを提供するために必要なかき増し経費を助成します。 ※申請期限：2月28日(日)。	昨年4月1日以降、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかき増し経費(感染症対策に要する物品購入、外部専門家などによる研修実施、感染発生時対応、衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置などに要する経費)が発生した事業所・施設	大阪府障がい福祉支援金コールセンター 0570 (010) 388
障害福祉サービス再開に向けた支援事業(緊急包括支援事業)	障害児者やその家族などの健康や生活を支えるうえで不可欠な在宅障害福祉サービスなどの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などの取組みについて支援を行います。 ※申請期限：2月28日(日)。	▷昨年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者へ利用再開のための支援を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所(上限額:利用者1人当たり1500円～2500円) ▷昨年4月1日以降、感染防止のための環境整備を行った相談支援事業所、在宅サービス事業所(上限額:20万円)	
公共交通機関内における感染拡大防止対策経費に対する補助制度	公共交通事業者が行った車両内の感染防止措置(運転席を隔離するための物品・車両内を消毒するための衛生用品の購入など)に対して補助金を交付します。	市内の公共交通事業者(路線バス、個人・法人タクシー)	交通戦略室 06 (4309) 3216、FA06 (4309) 3831